

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業実施要領

制 定 令和3年3月26日付第202100000938号
最終改正 令和8年3月27日付第202500301107号
鳥取県農林水産部長通知

第1 対象事業

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202100000938号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定める農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業の実施については、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 目的

農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を推進するとともに、農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を育成し、人手不足等の課題解決を図る。

第3 定義

1 スマート農機

この要領において「スマート農機」とは、農作業の負担軽減や技術伝承に資する農業機械・設備であり、原則として、農林水産省が作成した「スマート農業技術カタログ」、「農業新技術製品・サービス集」に掲載されているものとする。ただし、既に県内において実証試験が行われた技術の導入に必要な機械・設備についてはこの限りではない。

2 生産管理システム

この要領において「生産管理システム」とは、パソコン、タブレット、スマートフォン等の電子機器により操作が可能で、作業計画や実績を記録又は環境を測定するシステムなどの機能が付いたものをいう。

3 農業支援サービス事業体

別表1に掲げるいずれかの取組に該当する事業を行う者をいう。

第4 事業実施主体

本事業における事業実施主体は要綱別表1の第2欄に掲げる者とし、地域の担い手として市町村等が認定する認定農業者である場合は、県外在住の農業者等を含む。ただし、県内に作業場、事務所等の拠点を有している場合に限る。また、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、事業実施4年度目の農業関係所得相当額（作業員への賃金含む。）が、所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上であると市町村長が認めた場合は、認定農業者として取り扱うこととする。

第5 事業の要件

本事業の要件は、(1)から(4)までの全ての項目を満たすものとする。ただし、ドローン講習支援及び地域版スマート農業実証、農業支援サービス事業体育成支援の実施に当たっては、この限りでない。

- (1) 事業の実施に当たっては、生産管理システムを導入し、生産管理の高度管理を目指すこと。
- (2) 事業実施年度から目標年度までの間、生産管理システムの活用状況を県に提出すること。
- (3) 主な農業機械（トラクター等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業を行う農地の目標面積が、農業機械導入計画書に定めた利用規模の下限を概ね満たすよう努め、その他の機械の導入に当たっても、概ね作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること。
- (4) 実装支援（共同利用促進型）については、複数の農業者による機械の共同利用を行うこと。また、事業実施前にこれまでに導入したスマート農業機械による投資効果を精査し、共同利用の相手方と共有すること（別紙参考様式）。

第6 実装支援の予算配分の決定

県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額を事業実施予定者ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。

- (1) 市町村は、事業実施予定者毎に取組内容及び別表の評価基準に基づくポイントの合計値（以下「配分基準ポイント」という。）を別紙様式1-1及び1-2により算出し、農林水産部長が別に定める日までに所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に提出するものとする。
- (2) 地方事務所の長は、(1)の提出を受けた場合、速やかに農業振興局経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に報告するものとする。
- (3) 経営支援課長は、(2)による報告を受けた場合、予算配分に当たり、事業毎に配分基準ポイントの高いものから優先順位を定め、その結果は地方事務所を通じて市町村へ報告する。

第7 支援内容等

本事業の支援内容等は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援はスマート農機（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）の導入又はリース導入等を行うことができるものとする。ただし、単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く。
- (2) ドローン講習支援に当たっては、1事業実施主体当たり2名を限度とする。ただし、共同利用の場合において、複数の事業実施主体が事業を活用する場合は、1機体につき4名を上限とする。
- (3) スマート農機をリース導入する場合の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア リース期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）以内とする。
 - イ 補助金は、原則、事業実施主体が選定したリース事業者へ支払うこととする。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画に係る提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援
 - ア 事業実施主体は、事業開始年度から4年度の年度末時点までのスマート農業技術導入計画を別紙様式1-1により策定するものとする。
 - イ 事業実施主体が他の経営体又は任意組織と機械又は施設を共同利用する際は、アの計画に別紙様式2を添付するものとする。
 - ウ 共同利用促進型については、共同利用の相手方に示した投資効果の精査結果を添付するものとする。
 - エ 事業実施主体がスマート農機をリース導入する場合は、別紙様式3によりリース導入に関する計画を策定し、アの計画に添付するものとする。
- (2) ドローン講習支援
事業実施主体は、ドローン操縦の受講計画及び受講後のドローン活用計画等を記載した事業実施計画を別紙様式4により策定するものとする。
- (3) 地域版スマート農業実証
事業実施主体は、モデル実証の実施計画を別紙様式5により策定するものとする。
- (4) 農業支援サービス事業体育成支援
事業実施主体は、国事業実施に必要な書類の他、機械導入及び体制整備の実施計画を別紙様式6により策定するものとする。

- 2 事業実施主体は、1の(1)から(4)までのうち、事業実施に当たり該当する書面を提出する補助金交付申請書に添付して、1の(1)は市町村長へ、1の(2)及び(3)は所管の地方事務所の長へ、1の(4)は経営支援課長へ提出するものとする。
- 3 2の提出を受けた市町村長は、その内容について点検し、適当と認めた場合は、補助金交付申請書に添付して、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
- 4 2及び3の提出を受けた地方事務所の長は、経営支援課長へ提出するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 実装支援における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。なお、ドローン講習支援については、事業実施状況の報告は不要とする。
 - (1) 事業実施主体は、別紙様式7により、事業実施翌年度から目標年度の翌年まで、毎年5月31日までに市町村長へ報告するものとする。
 - (2) (1)の報告を受けた市町村長は、報告書の内容を点検し、適当と認めた場合は、受理した報告書の写しを、提出のあった年度の6月30日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
 - (3) 地方事務所の長は、(2)の提出を受けた場合は、その内容について点検し、申請書に掲げた目標と著しく乖離するとき又は成果目標の達成が困難となる恐れがあると判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うとともに、改善に向けた取組を検討するものとする。
 - (4) 地方事務所の長は、(3)による点検等を終えた場合は、その内容((1)により提出された報告書の写しを添付)を、提出のあった年度の8月31日までに、経営支援課長に報告するものとする。
- 2 地域版スマート農業実証における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、申請書に掲げた実証の結果(様式は任意)を、申請書に掲げる実証実施年度の3月31日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
 - (2) 地方事務所の長は、(1)の提出を受けた場合は、その内容について点検し、申請書に掲げた目標と著しく乖離するときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うとともに、改善に向けた取組を検討するものとする。
 - (3) 地方事務所の長は、(2)による点検等を終えた場合は、その内容((1)により提出された報告書の写しを添付)を経営支援課長に報告するものとする。
- 3 農業支援サービス事業育成支援における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、申請書に掲げた成果目標に対する実績とそれを達成するために行った取組内容について、別紙様式6により、事業実施翌年度から目標年度の翌年まで、毎年7月31日までに農林水産部長へ報告するものとする。ただし、事業の目標年度の翌年度には、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領(令和7年1月15日付6農産第3572号農林水産省農産局長通知)に定められた実施状況報告書に必要な書類を併せて添付すること。
 - (2) 事業の実施計画書の目標に対する実績が目標を下回る場合、事業実施主体は関係機関等の助言指導に基づいて対策を講じ、その内容と実績を農林水産部長が必要と判断する年度まで提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月5日から施行し、令和3年7月5日以降の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月27日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする）の元で農作業を代行するもの
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	